

株 主 各 位

福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を実施の上で開催いたします。なお、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいようお願い申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年5月25日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

51頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

書面とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月26日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ9階
JR九州ホール（会場が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

【本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・会場入口付近で、検温をさせていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場内ではマスクの常時着用をお願いいたします。
- ・体調不良とお見受けされる株主様には、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただきます。
- ・お土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認の上、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.mrmax.co.jp/>)にてお知らせいたします。

- ~~~~~
- ◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載された事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.mrmax.co.jp/>)に掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

第72期 (2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、企業活動の制限や個人消費の落ち込みや変化により、厳しい局面が続きました。また、先行きの不透明な状況が続く中、外出自粛に伴い生活スタイルが大きく変化した1年となりました。

このような状況下で、当社グループでは普段の暮らしを支える生活必需品を販売する総合ディスカウントストアとして、お客様と従業員の安全に配慮し感染症拡大防止策を徹底し、営業を継続してまいりました。また、コロナ禍における新しい生活様式の浸透により、需要が高まった衛生用品や巣籠り関連商品の取り扱いを増やしながら、安定した商品供給に努めてまいりました。

当期は、お客様の密集を避けるためチラシ配布を控えたことに加え、利益率の高いインテリア用品などが売上を伸ばしたことから、荒利益率は22.6%と前年から1.4ポイント改善いたしました。また、当連結会計年度における既存店売上高の前期比は108.2%と好調に推移いたしました。

商品部門別には、自宅で過ごす時間が増えたことで、酒類や食品のほか、テレビや調理器具、感染防止用として加湿器や空気清浄機などの家電が好調に推移いたしました。また、アウトドア用品、インテリア用品、トレーニング用品などの商品も大きく伸長しました。

店舗展開につきましては、入居するショッピングセンターの閉鎖に伴い2020年8月に広島県の「ミスターマックスリム・ふくやま店」を閉店し、一方で2020年10月に埼玉県ショッピングセンターに「ミスターマックス所沢店」を開店し、店舗数は前期末と同じ57店舗を展開しております。

店舗戦略においては、2020年7月に福岡県の「ミスターマックスSelect美野島店」を改装し、地域のニーズに対応するため家電及び冷凍食品を強化した結果、順調に売上を伸ばしております。

全店売上高は、前年同期比108.0%となり、当連結会計年度の営業収益（売上高＋不動産賃貸収入＋その他の営業収入）は1,317億89百万円（前期比7.7%増）となり、過去最高となりました。

一方、コスト面においては、Web会議システムの活用など出張費用を抑制できましたが、キャッシュレス決済比率の上昇により販売手数料が増加するなどし、販売費及び一般管理費は、275億85百万円（前期比0.9%増）となりました。これらの結果、営業利益は60億11百万円（前期比145.3%増）、経常利益は57億48百万円（前期比156.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億42百万円（前期比168.0%増）となり、いずれも過去最高を更新いたしました。

当連結会計年度の営業収益の内訳は次のとおりであります。

(百万円未満切捨)

部 門	第72期	前期比 (%)
家 電	19,484	114.9
ア パ レ ル	7,918	93.1
ラ イ フ ス タ イ ル	17,163	110.0
ホ ー ム リ ビ ン グ	12,543	112.8
H B C	25,325	102.4
食 品	44,483	109.6
そ の 他	4	492.7
相 殺 消 去	△10	—
売 上 高 計	126,913	108.0
不 動 産 賃 貸 収 入	3,882	100.6
そ の 他 の 営 業 収 入	993	104.1
営 業 収 益	131,789	107.7

- (注) 1. 部門ごとの主な事業内容については「(7) 主要な事業内容」に記載しております。
2. グループ会社間取引については、相殺消去して表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は6億15百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名	投資金額	設備の内容
Mr Max 新習志野店	129百万円	店舗改修
Mr Max 所沢店	90百万円	新規出店

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、30億円の資金を銀行借入により調達する一方、94億6百万円を返済いたしました。この結果、有利子負債残高は64億6百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

経済のグローバル化が進み世界情勢の変化への対応が必要になるとともに、気候変動や感染症の流行などが引き続き経済活動に大きく影響することが想定されます。国内では、消費税などの税負担の増加や将来の不透明感を理由に節約志向が高まりを見せるとともに、世帯構成の変化による消費行動の多様化や、少子高齢化による働き手と顧客の獲得競争が厳しさを増しています。小売業界内での業態を越えた競争がさらに激化していくなか、従来の業務体制や事業の仕組みを変革していくことが求められています。

このような環境下で、当社グループは、経営理念である「世界中のお客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を実現するべく、お客様に満足いただける商品とサービスを毎日低価格で提供し続ける取り組みを進めてまいりました。同時に、売上高営業利益率を重要な経営指標と捉え、価値ある安さの提供と当社グループの収益を両立できるよう、ローコスト運営にさらに磨きをかけていくことが重要と考えております。

特に以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①「毎日安いこと」を実現する徹底したローコスト運営

仕入から販売まで、徹底したローコストオペレーションの仕組みを磨き、「毎日安いこと」を実現いたします。

特に、店舗における作業の質を高め、作業頻度の見直しを実施することで、さらなる業務の効率化を進めることと、店舗マネジメント体制を強化し、店舗間の収益力の格差を解消することを重点に取り組みます。

さらに、より踏み込んだ作業改善を進めるため、従業員の動作分析で作業手順を最適化するなど、IT技術を活用してまいります。

②商品改革を通じた魅力的な売場づくり

従来から強みとしている「価値ある安さ」にさらに磨きをかけることに加えて、お客様の強いご支持をいただける新しい商品カテゴリーの育成と拡大をすることで、

お客様が選びやすく、便利に楽しくお買い物していただける魅力的な売場を実現いたします。

また、プライベートブランド商品の開発と販売拡大を通して、他社との差別化と利益改善につなげてまいります。

③デジタル技術の活用

アプリなどのデジタル販促の活用やキャッシュレス決済の拡大により、お客様の利便性をより高める取り組みを積極的に行ってまいります。

④マルチフォーマットの開発

当社はワンフロア型の総合ディスカウントストアでの出店を基本としています。今後、店舗立地の特性に応じて小型から大型までの多様な面積と最適な品揃えに対処できる店づくりを行ってまいります。また、居抜き物件への出店により引き続き効率的な投資を行ってまいります。

なお、当連結会計年度におきまして、当社元従業員が取引先からリベート等として不正に金銭を授受していた事案が判明いたしました。株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

当社におきましては、役職員の意識改革、管理体制の強化とともに、社内調査委員会の提言に基づいた再発防止策を講じコンプライアンス強化を徹底してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第69期 (2018年2月期)	第70期 (2019年2月期)	第71期 (2020年2月期)	第72期 (当連結会計年度 (2021年2月期))
営 業 収 益 (百万円)	118,521	118,744	122,319	131,789
経 常 利 益 (百万円)	2,959	2,705	2,238	5,748
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,187	2,249	1,321	3,542
1株当たり当期純利益 (円)	65.90	67.76	39.82	106.73
総 資 産 (百万円)	73,108	80,130	83,604	82,306
純 資 産 (百万円)	22,397	24,042	24,694	27,863
1株当たり純資産額 (円)	674.69	724.27	743.91	838.36

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 ミスターマックス	福岡県福岡市	10百万円	100%	ディスカウントストア 事業
上海最高先生商貿 有限公司	中華人民共和国	8百万人民币	60%	中国国内EC事業

(7) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

- ① 家電 テレビ等の映像機器、オーディオ、通信機器、冷蔵庫等の台所用家電品、洗濯機等の家事用家電品、照明用品、エアコン等の季節家電品等の販売
- ② アパレル 実用衣料品、子供・ベビー衣料品、紳士衣料品、婦人衣料品、シューズ、服飾雑貨品、時計・宝飾品等の販売
- ③ ライフスタイル ペット用品、自転車、スポーツ用品、カー用品、玩具、文具、園芸・DIY用品等の販売
- ④ ホームリビング 台所用品、日用雑貨品、インテリア・収納用品等の販売
- ⑤ HBC (Health and Beauty Care) 洗剤・化粧品、紙綿、医薬品等の販売
- ⑥ 食品 菓子、飲料、加工食品、米、酒、日配食品等の販売
- ⑦ ショッピングセンター運営による店舗賃貸

(8) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

本社	福岡市東区松田
西日本本部	同上
東京本部	東京都港区芝大門
福岡物流センター	福岡県糟屋郡久山町
埼玉物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町
広島物流センター	広島県東広島市
店舗57店	

県名	店舗数	店舗名(所在地)		
福岡県	24	・長住店(福岡市南区) ※宗像店(宗像市) ・飯塚花瀬店(飯塚市) ・土井店(福岡市東区) ※橋本店(福岡市西区) ※春日店(春日市) ・小倉北店(北九州市小倉北区) ・Select宇美店(糟屋郡)	・Select野芥店(福岡市早良区) ※田川バイパス店(田川市) ・久留米インター店(久留米市) ※八幡西店(北九州市八幡西区) ・筑紫野店(筑紫野市) ・吉塚店(福岡市東区) ・Select美野島店(福岡市博多区) ・Select福津店(福津市)	・大野城店(大野城市) ・粕屋店(糟屋郡) ※本城店(北九州市八幡西区) ※大牟田店(大牟田市) ・Select篠栗店(糟屋郡) ・姪浜店(福岡市西区) ・八幡東店(北九州市八幡東区) ・食品館月隈店(福岡市博多区)
大分県	3	※宇佐店(宇佐市)	・西大分店(大分市)	・Select南大分店(大分市)
熊本県	5	※松橋店(宇城市) ※熊本インター店(熊本市)	※山鹿店(山鹿市) ・熊本北店(熊本市)	・熊本南店(熊本市)
佐賀県	4	※北茂安店(三養基郡) ・唐津店(唐津市)	・佐賀店(佐賀市)	・伊万里店(伊万里市)
宮崎県	1	※日向店(日向市)		
長崎県	2	※長崎店(長崎市)	※時津店(西彼杵郡)	
山口県	4	・末武店(下松市) ※山口店(山口市)	※宇部店(宇部市)	※柳井店(柳井市)
広島県	2	・八本松店(東広島市)	・新神辺店(福山市)	
岡山県	1	・岡山西店(岡山市)		
群馬県	2	※倉賀野店(高崎市)	※伊勢崎店(伊勢崎市)	
埼玉県	2	・南桜井店(春日部市)	・所沢店(所沢市)	
茨城県	2	※取手店(取手市)	・守谷店(守谷市)	
千葉県	3	※新習志野店(習志野市)	※おゆみ野店(千葉市)	・千葉美浜店(千葉市)
東京都	1	※町田多摩境店(町田市)		
神奈川県	1	※湘南藤沢店(藤沢市)		

- (注) 1. 上記には当社子会社の拠点も含めております。
 2. ※印の店舗は当社が開発したショッピングセンター内に店舗しております。
 3. 当連結会計年度において、新たに所沢店(埼玉県所沢市)を開店いたしました。
 4. 当連結会計年度において、リム・ふくやま店(広島県福山市)を閉鎖いたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
717名(1,786名)	7名減(8名減)

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名(45名)	6名減(6名増)	44.5歳	18.3年

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先	借入額残高
株式会社福岡銀行	6,722百万円
株式会社西日本シティ銀行	3,940
株式会社北九州銀行	3,378
株式会社三菱UFJ銀行	3,038
株式会社肥後銀行	2,220

2. 会社の株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 39,611,134株 (自己株式 6,417,385株を含む)
 (3) 株主数 11,967名
 (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6,435	19.39
有 限 会 社 W a i z H o l d i n g s	2,578	7.77
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	2,405	7.25
ミスターマックス 取 引 先 持 株 会	2,338	7.05
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,414	4.26
M r M a x H D 社 員 持 株 会	1,164	3.51
平 野 能 章	1,075	3.24
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	971	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	961	2.90
平 野 淳 子	721	2.17

(注) 持株比率は自己株式 (6,417,385株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平野能章	最高経営責任者兼最高執行責任者 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス代表取締役社長
取締役執行役員	小田康徳	管理部門管掌
取締役執行役員	吉田康彦	社長室長兼デジタル戦略室長 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス取締役物流、EC管掌
取締役執行役員	宮崎隆	リテール部門管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス取締役商品、店舗運営、営業企画管掌
取締役執行役員	石井宏和	経営戦略部門管掌兼新規事業開発室長 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス監査役
取締役執行役員	角俊治	開発部門管掌
取締役執行役員	鳥越寛	経営企画室長 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス取締役業態開発、店舗活性化推進管掌
取締役	家永由佳里	弁護士
取締役	西村豊	
常勤監査役	石田富英雄	
監査役	工藤雅春	公認会計士
監査役	佐田洋平	弁護士

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏及び西村豊氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤雅春氏及び佐田洋平氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の家永由佳里氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役の西村豊氏は、企業経営全般への見識と小売業界に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役の工藤雅春氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役の佐田洋平氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償請求の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

8. 当社は、取締役家永由佳里氏及び西村豊氏、監査役工藤雅春氏及び佐田洋平氏の4名を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	9名	165百万円	うち社外取締役2名 10百万円
監査役	4名	16百万円	うち社外監査役3名 6百万円
合 計	13名	181百万円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役及び監査役の報酬等額については、2019年5月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役の報酬等額を年額400百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）、2017年5月26日開催の第68回定時株主総会において、監査役の報酬等額を年額30百万円以内と決議しております。
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役6名の使用人分給与相当額61百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会及び監査役会の出席状況及び発言状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	家 永 由佳里	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
取締役	西 村 豊	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席いたしました。主に企業経営全般に関する豊富な見識と小売業界に関する豊富な知見をふまえた発言を適宜行っております。
監査役	工 藤 雅 春	当事業年度開催の取締役会のすべて及び監査役会のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	佐 田 洋 平	2020年5月28日就任以降に開催された取締役会12回のすべて及び監査役会16回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当期開催の取締役会は14回、監査役会は20回であります。
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

② 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度において、当社元従業員により、2014年から2019年にかけて、複数の取引先からリベート等として不正に金銭を受領していた事案が判明いたしました。

各社外取締役及び社外監査役は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務
の報酬等の額 44百万円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産
上の利益等の合計額 44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署より入手した必要な資料ならびに会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、報酬見積の算定根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等に違反・抵触した場合及び会計監査人の監査品質、独立性等により職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

I. 基本方針

当社グループは、企業活動を展開していくに当たって、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、役員及び従業員が守るべき行動規範として、「ミスターマックス行動規範」を制定しております。

当社は、この行動規範に則り、適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

II. 会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの体制整備に必要なとされる各条項に関する項目

1. 取締役の職務に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

- ① 社内規程（文書取扱いマニュアル）に則り適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を、随時閲覧できるものとする。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- ① 当社は、社長以下取締役、執行役員及び常勤監査役によって構成される経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議を行う。
- ② 当社は、経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を設け、月1回以上開催し、重要な経営事項について十分な検討を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
- ③ 取締役会において、月次・四半期業績の観察・分析・判断をして、改善・改革を行う。
- ④ 当社は、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナ

ンス体制の充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置する。

当委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める構成とし、取締役候補者の指名及び取締役の報酬等について審議した結果を取締役会へ答申する。

2. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則100条1項2号)

① 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況、店舗開発の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、リスクへの早期対応を行う。

② 内部監査部門

監査部を設置し、監査役及び監査役会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施する。監査部員が、各店舗及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である取締役へ急報できる体制を整備する。

③ 緊急事態への対応

緊急事態対応マニュアルを、各部署及び幹部社員の自宅に常備し、早期に対策本部を設置できる体制を整える。

④ 「コンプライアンス委員会」

「コンプライアンス委員会」は、リスクマネジメント委員会の機能を持ち、定期的な会議で、情報を共有、相互牽制を行い、必要に応じて、それぞれの担当部署が規程・マニュアルの作成・配布・周知徹底を行う。

3. コンプライアンス（社会規範、倫理、法令及び定款の遵守）体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則100条1項4号)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号)

① 「コンプライアンス委員会」

当社のコンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。当委員会は、取締役及び社員、さらに弁護士を含む外部メンバー

から成る常任委員（オブザーバーとして常勤監査役が参加）と、各部門長及び店長から成る推進委員によって構成され、コンプライアンス精神の全社への周知徹底を図る。

② 内部監査部門

監査部が、本部・店舗における職務の遂行状況の監査を内部監査規程に則り実施し、業務執行責任者である取締役へ報告の上、改善指導を行い、さらに改善状況についての監査を実施する。

③ ヘルプラインの活用

社内外に設置しているミスターマックス コンプライアンス・ヘルプラインにおいて、リスク・法令違反などの情報を受け付け、コンプライアンス委員会へ報告の上、適正な是正処置を図る。

4. 企業集団のコーポレート・ガバナンス体制

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則100条1項5号）

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図ります。
- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
- (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会で承認を得ることとしています。
- (4) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的子会社の内部監査を実施しています。

5. 監査役職務に関する体制

- (1) 監査役及び監査役会の職務を補助する体制及びその独立性

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（会社法施行規則100条3項1号）

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

（会社法施行規則100条3項2号）

監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

（会社法施行規則100条3項3号）

- ① 監査役及び監査役会の職務の補助を行う監査役スタッフとして、総務部内に1名配置し、総務業務と併せて担当する。

- ② 監査役会は、監査役スタッフの人事異動について、事前に報告を受け、必要がある場合は、変更の申し入れを行うことができる。
- ③ 監査役スタッフを懲戒に処する場合は、事前に監査役会の承認を得るものとする。
- ④ 会社は、内部監査部門をはじめとする各部門は、監査役の指示による監査役スタッフの調査他依頼に関して協力することを周知徹底する。

(2) 監査役及び監査役会に対する報告体制

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則100条3項4号)

- ① 監査役は出席した取締役会において、議案の審議及び報告事項を聴取できる。
- ② 当社の従業員を対象としたコンプライアンス・ヘルプラインへの通報内容は、監査役がオブザーバーとして出席するコンプライアンス委員会において報告される。
- ③ 監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人から必要な報告を受けることができる。

(3) 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則100条3項5号)

- ① 当社の役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ② 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ③ 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役へ報告する。

(4) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則100条3項6号)

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または、債務を処理する。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則100条3項7号)

取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を、総務部が行い、監査役は、総務部へ要請すれば、いつでも必要情報を入手できる。

監査役が内部監査部門に職務の補助を要請したときは、これを応諾し、必要な協力を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 「取締役の職務に関する体制」

- (1) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」につきましては、必要な情報は、各部署及びデータとして保管・管理され、取締役及び監査役は随時閲覧できる状態となっています。
- (2) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につきましては、取締役会を14回開催し、経営方針、出店計画、経営計画の進捗状況及び月次・四半期業績の分析や評価など経営に関する重要事項について検討し、法令・定款等への適合性及び会社の業務の適正を確保する観点から審議致しました。
- (3) 社長以下取締役、執行役員及び常勤監査役によって構成される経営会議を12回開催し、取締役会上程前の事案や投資案件、重要な事案の進捗状況など、関係者による協議或いは審議を致しました。

2. 「リスク管理体制」

- (1) 取締役会において、営業状況や資金繰り等が毎月報告され、リスクの早期発見と対応できる体制を整え、運用されております。
- (2) 内部統制の観点から実施した内部監査部門の監査結果は年4回及び必要に応じて随時監査役に報告され、併せて業務執行責任者の取締役への急報体制を整えております。
- (3) 社長以下社内委員と社外委員（専門家）で構成するコンプライアンス委員会は年6回開催され、リスクの情報共有とリスクの未然防止に関する議論を行っております。

3. 「コンプライアンス体制」

- (1) 役員以下従業員の法令違反に対応するコンプライアンス委員会を年6回開催し、法令や行動規範に違反した場合に、対応を検討・決定する体制を整えております。
- (2) 内部監査部門が本部・店舗における職務の遂行状況を監査し、業務執行責任者の取締役へ報告の上、改善命令・フォロー監査を実施しております。
- (3) 弁護士事務所及び総務部内にヘルプラインの受付を設置し、事案が発生した場合はコンプライアンス委員会へ報告され、適切な是正措置を図る体制を整えております。

4. 「企業集団のコーポレート・ガバナンス体制」

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図ります。
- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
- (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会の承認を得ることとしています。
- (4) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的の子会社の内部監査を実施しています。

5. 「監査役の職務に関する体制」

- (1) 総務部内に監査役スタッフを1名配置し、監査役の職務の補助を行っております。
- (2) 監査役は、取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他、職務に必要と判断した会議へ出席できる体制を整えております。
- (3) 内部通報については、匿名でも受け付けており、通報内容及び対応は監査役に報告され、通報者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (4) 往査に関する費用や書籍代など監査に必要な経費は、監査役の請求に基づき処理しております。
- (5) 監査に必要な資料等を主に総務部が管理し、監査役の要請に基づき何時でも提出するとともに、内部監査部門他各部署も、監査役の要請に基づき監査役の監査業務に協力する体制を整えております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,806	流 動 負 債	30,115
現金及び預金	2,874	支払手形及び買掛金	7,446
売掛金	3,075	電子記録債務	7,715
商 品	9,662	1年内返済予定の 長期借入金	6,995
貯 蔵 品	51	リ ー ス 債 務	690
そ の 他	1,142	未払法人税等	1,901
固 定 資 産	65,500	賞与引当金	984
有 形 固 定 資 産	50,430	そ の 他	4,382
建物及び構築物	14,477	固 定 負 債	24,327
車 両 運 搬 具	0	長期借入金	15,169
工具、器具及び備品	1,445	リ ー ス 債 務	3,213
土 地	31,093	退職給付に係る負債	1,063
リ ー ス 資 産	3,414	資 産 除 去 債 務	1,144
無 形 固 定 資 産	1,069	そ の 他	3,735
リ ー ス 資 産	370	負 債 の 部 合 計	54,443
そ の 他	699	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	13,999	株 主 資 本	27,864
投資有価証券	324	資 本 金	10,229
繰延税金資産	1,819	資 本 剰 余 金	7,980
敷 金	3,787	利 益 剰 余 金	12,256
差入保証金	7,188	自 己 株 式	△2,602
そ の 他	948	その他の包括利益累計額	△36
貸倒引当金	△67	その他有価証券評価差額金	27
資 産 の 部 合 計	82,306	為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	△64
		非支配株主持分	35
		純 資 産 の 部 合 計	27,863
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	82,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	126,913
売上原価	98,191
売上総利益	28,721
不動産賃貸収入	3,882
その他の営業収入	993
営業総利益	33,597
販売費及び一般管理費	27,585
営業利益	6,011
(営業外収益)	
受取利息	38
受取配当金	11
テナント退店収益	17
保険配当金	13
その他	49
(営業外費用)	
支払利息	209
貸倒引当金繰入	67
特別調査費用	97
その他	18
経常利益	393
(特別利益)	
受取保険金	140
(特別損失)	
災害による損失	95
固定資産除却損失	55
減損損失	263
税金等調整前当期純利益	5,473
法人税、住民税及び事業税	2,101
法人税等調整額	△166
当期純利益	3,538
非支配株主に帰属する当期純損失	4
親会社株主に帰属する当期純利益	3,542

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余	本 金 剰 余	利 益 剰 余	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	10,229		7,980	9,178	△2,601	24,787
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△464		△464
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				3,542		3,542
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分			0		0	0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	－		0	3,078	△0	3,077
当 期 末 残 高	10,229		7,980	12,256	△2,602	27,864

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△6	－	△86	△93	－	24,694
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△464
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,542
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	33	0	22	56	35	92
当 期 変 動 額 合 計	33	0	22	56	35	3,169
当 期 末 残 高	27	0	△64	△36	35	27,863

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ミスターマックス
上海最高先生商貿有限公司

当連結会計年度より「上海最高先生商貿有限公司」を新規設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海最高先生商貿有限公司決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

- 商品 売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ただし、物流センター内の商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物及び構築物 定額法（ただし2016年3月31日以前に取得した構築物については定率法）
- その他 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～42年

また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
賃借期間で均等償却を行っております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 賞与引当金
従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。
- ② 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ② ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ③ 消費税等の処理
税抜方式によっております。
- ④ デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- ⑤ 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれの発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,874	2,874	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	323	323	—
(3) 差入保証金	7,188	6,155	△1,032
(4) 支払手形及び買掛金	(7,446)	(7,446)	—
(5) 電子記録債務	(7,715)	(7,715)	—
(6) 長期借入金	(22,165)	(22,003)	161
(7) リース債務	(3,904)	(3,844)	60
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還金の額を与信管理上の信用リスク区分ごとに、そのキャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

① 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

② 時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務

① リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

② 時価については、リース料の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。

② 金利関連

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

敷金（連結貸借対照表計上額3,787百万円）及び長期預り敷金（連結貸借対照表計上額2,935百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、福岡県及びその他の地域において、賃貸商業施設を有しております。

2021年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、927百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
9,933	△344	9,588	7,540

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、鑑定評価額等を基に合理的に調整した価額であります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 838円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 106円73銭 |

重要な後発事象に関する注記

コミットメントライン契約の締結

当社は運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために、機動的な資金調達手段を確保することを目的として、下記の通りパイラテラル方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1. 借入極月額 | 60億円 |
| 2. 契約締結日 | 2021年3月26日 |
| 3. 契約期間 | 2021年3月31日～2022年8月31日 |
| 4. 契約金融機関 | 福岡銀行、三菱UFJ銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行 |

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,705	流動負債	17,348
現金及び預金	1,134	電子記録債務	15
貯蔵品	11	短期借入金	4,900
前払費用	576	1年内返済予定の長期借入金	6,995
未収入金	788	リース債務	596
その他	193	未払金	1,727
固定資産	63,999	未払費用	10
有形固定資産	49,718	未払法人税等	548
建物	13,651	預り金	2,213
構築物	762	前受収益	198
車両運搬具	0	賞与引当金	102
工具、器具及び備品	1,002	設備関係支払手形	22
土地	31,093	設備関係電子記録債務	17
リース資産	3,209	固定負債	24,097
無形固定資産	1,043	長期借入金	15,169
ソフトウェア	243	リース債務	3,076
ソフトウェア仮勘定	404	退職給付引当金	971
電話加入権	25	長期預り敷金	2,935
リース資産	370	長期預り保証金	545
投資その他の資産	13,237	資産除去債務	1,144
投資有価証券	324	その他	254
関係会社株式	72	負債の部合計	41,445
出資金	0	純 資 産 の 部	
長期前払費用	591	株主資本	25,231
繰延税金資産	948	資本金	10,229
敷金	3,781	資本剰余金	7,980
差入保証金	7,187	資本準備金	7,974
その他	355	その他資本剰余金	6
貸倒引当金	△25	利益剰余金	9,623
資産の部合計	66,704	その他利益剰余金	9,623
		圧縮記帳積立金	29
		別途積立金	2,120
		繰越利益剰余金	7,474
		自己株式	△2,602
		評価・換算差額等	△7
		その他有価証券評価差額金	△27
		純資産の部合計	25,259
		負債・純資産の部合計	66,704

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
不 動 産 賃 貸 収 入		9,863
経 営 指 導 料		1,774
そ の 他 の 営 業 収 入		583
営 業 収 入 合 計		12,222
営 業 費 用		9,719
営 業 利 益		2,502
(営 業 外 収 益)		
受 取 利 息	37	
受 取 配 当 金	11	
テ ナ ン ト 退 店 収 益	17	
保 険 配 当 金	13	
そ の 他	18	96
(営 業 外 費 用)		
支 払 利 息	211	
貸 倒 引 当 金 繰 入	25	
特 別 調 査 費 用	97	
そ の 他	7	341
経 常 利 益		2,257
(特 別 利 益)		
受 取 保 険 金	140	140
(特 別 損 失)		
災 害 に よ る 損 失	95	
固 定 資 産 除 却 損 失	42	
減 損 損 失	231	369
税 引 前 当 期 純 利 益		2,028
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	748	
法 人 税 等 調 整 額	△51	696
当 期 純 利 益		1,331

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合計			
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自己株式				
		資 準 備 金	そ の 他 本 金 余 額	資 本 剰 余 金 合 計	本 金 計	圧 縮 記 帳 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 種 立 金	途 込 金			繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計	益 金 計
当 期 首 残 高	10,229	7,974	6	7,980	35	2,120	6,601	8,756	△2,601	24,365				
当 期 変 動 額														
剰 余 金 の 配 当							△464	△464		△464				
圧縮記帳積立金の取崩					△5		5	—		—				
当 期 純 利 益							1,331	1,331		1,331				
自己株式の取得									△0	△0				
自己株式の処分			0	0					0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)														
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	△5	—	872	866	△0	865				
当 期 末 残 高	10,229	7,974	6	7,980	29	2,120	7,474	9,623	△2,602	25,231				

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等	算計	
当 期 首 残 高	△6		△6	24,359
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△464
圧縮記帳積立金の取崩				—
当 期 純 利 益				1,331
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	33		33	33
当 期 変 動 額 合 計	33		33	899
当 期 末 残 高	27		27	25,259

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定額法

その他 定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～42年

また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

賃借期間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		35,084百万円
2. 担保に供している資産	建物	4,734百万円
	土地	19,284百万円
	計	24,019百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	3,967百万円
	長期借入金	11,527百万円
	計	15,495百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務		
金銭債権		700百万円
金銭債務		6,627百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
不動産賃貸収入		5,989百万円
経営指導料		1,774百万円
営業費用		182百万円
営業取引以外の取引		4百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	6,417,385株
-----------------------	------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因は、減価償却限度超過額、減損損失、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、差入保証金、資産除去債務等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が2008年3月31日以前の建物・構築物及び器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金は 又出資金 (百万円)	事業 内容 の 又業 容職 事内 は	議決権等 の 所 有 の 割 合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼 任 等	事業 上 の 関 係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	マイティ・インコーポレーション(有) (注)2	福岡県福岡市	40	損害保険の代理業務等	—	—	損害保険取引	保険料の支払 (注)3	269	前払費用	140

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. マイティ・インコーポレーション(有)は、役員の子親者が100%直接所有しております。
3. マイティ・インコーポレーション(有)は、損害保険代理業を営んでおり、取引金額は当社がマイティ・インコーポレーション(有)を通じて損害保険会社に支払った保険料であります。また保険料については通常取引の保険料率に基づき決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金は 又出資金 (百万円)	事業の 内容及 業容の 又業 事内は	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
						役員 兼任等	事業上 の関係							
子 会 社	㈱ミスター マックス	福岡県 福岡市	10	小 売 業	(所有) 直接 100.0	役員 4名	店舗等 賃貸及 び経営 指導	経費等 の立替 (注)2 (注)3	558	未収入 金	700			
								売上金等 の預り (注)2 (注)4				2,284	未払金 預り 金	4
								資金の 借入 (注)2 (注)5	2,101	短期借 入金	4,900			
								不動産 賃貸 (注)6				5,989	-	-
								経営指 導の受 託(注)7						

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 経費等支払の一時的な立替を行っております。
4. 売上金等の集金業務を受託しております。
5. 資金の借入は、契約に基づき、市場金利を勘案して決定しております。
6. 不動産賃貸料は、市場価格を勘案しつつ、協議の上で決定しております。
7. 経営指導料は、経営指導契約に基づき、協議の上で決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 760円96銭
2. 1株当たり当期純利益 40円11銭

重要な後発事象に関する注記

コミットメントライン契約の締結

当社は運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために、機動的な資金調達手段を確保することを目的として、下記の通りバイラテラル方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

1. 借入極度額 60億円
2. 契約締結日 2021年3月26日
3. 契約期間 2021年3月31日～2022年8月31日
4. 契約金融機関 福岡銀行、三菱UFJ銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保英治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスターマックス・ホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスターマックス・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保英治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスターマックス・ホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会や経営会議その他の重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役、執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月21日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス 監査役会
常勤監査役 石 田 富 英 雄 ㊟
社外監査役 工 藤 雅 春 ㊟
社外監査役 佐 田 洋 平 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、業績に応じた配当を継続して行うことを基本といたしております。

第72期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金31円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,029,006,219円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらの よしあき 平野 能章 (1958年7月15日生)	1986年9月 当社入社 1987年4月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.へ出向 1989年4月 当社営業企画部長 1989年11月 当社取締役営業企画部長 1990年11月 当社常務取締役 1991年11月 当社専務取締役 1992年7月 当社代表取締役副社長 1995年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 2008年4月 当社最高経営責任者兼最高執行責任者（現在に至る） 2017年9月 ㈱ミスターマックス代表取締役社長（現在に至る）	1,075,505株
	取締役候補者とした理由	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の企業価値向上に努めて参りました。今後も当社のさまざまな部門に精通する豊富な知識と経験を活かし、経営陣への的確な指示や指導に努め、企業価値向上と持続的成長に尽力することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	
2	おだ やすのり 小田 康徳 (1955年3月26日生)	1977年4月 当社入社 1994年7月 当社開発部長 1995年6月 当社取締役開発部長 1996年4月 当社取締役SC開発部長 2003年6月 当社常務取締役開発本部長 2008年4月 当社取締役常務執行役員開発本部長 2009年6月 当社取締役執行役員開発本部長 2011年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2015年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務部長 2015年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2017年9月 当社取締役執行役員管理部門管掌（現在に至る）	91,100株
	取締役候補者とした理由	営業・開発・管理部門などで経験を積み、当社の取締役として長年にわたり経営に携わり、当社の企業価値の向上に努めて参りました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	よしだ やすひこ 吉田 康彦 (1956年2月10日生)	1978年4月 当社入社 1998年9月 当社経営企画部長 2000年3月 当社e-commerce推進部長 2001年11月 当社物流部長 2003年6月 当社取締役物流部長 2005年1月 当社取締役商品本部長 2008年4月 当社取締役執行役員商品本部長 2008年10月 当社取締役執行役員経営企画室長 2011年6月 当社常勤監査役 2013年6月 当社取締役執行役員社長室長 2015年4月 当社取締役執行役員社長室長兼経営企画室長 2016年4月 当社取締役執行役員社長室長 2017年9月 ㈱ミスターマックス監査役 2020年3月 当社取締役執行役員社長室長兼デジタル戦略室長 2020年3月 ㈱ミスターマックス取締役物流、EC管掌 2021年3月 当社取締役執行役員社長室長兼経営企画室長兼デジタル戦略室長(現在に至る)	68,937株
	取締役候補者とした理由	各種部門で豊富な経験と知識を活かし、経営企画、事業開発等に実力を発揮して、当社の企業価値向上に努めて参りました。今後も中長期的な企業価値向上の観点から、デジタル戦略などに尽力することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	
4	いしい ひろかず 石井 宏和 (1956年8月20日生)	1980年4月 ㈱野村総合研究所入社 2004年4月 ㈱イトーヨーカ堂入社 2017年3月 当社入社 財務戦略担当部長 2017年9月 当社執行役員財務戦略担当部長 2018年9月 ㈱ミスターマックス取締役新規事業担当 2019年3月 当社執行役員経営戦略部門管掌兼新規事業開発室長 2019年5月 当社取締役執行役員経営戦略部門管掌兼新規事業開発室長 2020年3月 ㈱ミスターマックス監査役 2021年3月 当社取締役執行役員財務部門管掌兼新規事業開発室長(現在に至る)	6,000株
	取締役候補者とした理由	小売業のアナリストとしての経験や、小売業に於ける経営全般に係る経験を積み、当社の企業価値向上に努めて参りました。今後も中長期的な企業価値向上の観点から、新規事業の開発などに尽力することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	すみ としはる 角 俊 治 (1965年10月5日生)	1989年4月 (株)ユニード入社 2013年8月 当社入社 開発本部部長 2014年9月 当社開発本部西日本開発部長 2015年4月 当社開発本部開発部長 2015年6月 当社開発部長 2017年9月 当社執行役員開発部長 2019年5月 当社取締役執行役員開発部長 2020年3月 当社取締役執行役員開発部門管掌 (現在に至る)	5,700株
	取締役候補者 とした理由	不動産に係る豊富な経験と知識を活かし、開発部門の責任者として実力を発揮して、当社の企業価値向上に努めて参りました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	
6	とりごえ ひろし 鳥 越 寛 (1970年7月24日生)	1994年4月 当社入社 2009年6月 当社商品本部食品部長 2010年7月 当社執行役員商品本部食品部長 2011年2月 当社執行役員SCM本部SCM推進部長 2013年4月 当社商品本部食品部長 2016年3月 当社経営企画室長 2017年9月 当社執行役員経営企画室長 2019年5月 当社取締役執行役員経営企画室長 2020年3月 (株)ミスターマックス取締役業態開発、 店舗活性化推進管掌 2021年3月 当社取締役執行役員リテール部門管掌 (現在に至る) 2021年3月 (株)ミスターマックス取締役DS事業本部長 (現在に至る)	12,700株
	取締役候補者 とした理由	営業・商品部門で豊富な経験と知識を活かし、経営企画室長として実力を発揮して、当社の企業価値向上に努めて参りました。今後も中長期的な企業価値向上の観点から、ディスカウントストア事業の更なる発展に尽力することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	いえなが ゆかり 家 永 由佳里 (1974年10月26日生)	2002年4月 最高裁判所司法修習生(第56期) 2003年10月 福岡県弁護士会弁護士登録 徳永・松崎・斉藤法律事務所 2015年6月 オーケー食品工業(株)社外取締役 (現在に至る) 2015年6月 当社社外取締役(現在に至る)	—
8	にしむら ゆたか 西 村 豊 (1955年11月18日生)	1979年4月 極東石油工業入社 1986年3月 ロイヤル・コペンハーゲン・ジャパン入社 1987年10月 ジェネラル・エレクトリック・インターナ ショナル入社 2003年9月 アメリカン・インターナショナル・グルー プ入社 2003年11月 リシュモン・ジャパン代表取締役C F O 2005年7月 同社代表取締役C O O 2005年11月 同社社長リージョナルC E O 2016年1月 カーライル・ジャパン顧問 2016年2月 おやつカンパニー(株)社外取締役 (現在に至る) 2016年2月 三生医薬(株)社外取締役(現在に至る) 2017年5月 当社社外取締役(現在に至る) 2017年7月 セイコーウォッチ(株)社外監査役 (現在に至る) 2017年7月 オルソリバース(株)社外取締役 (現在に至る) 2019年6月 (株)TSIホールディングス社外取締役 (現在に至る) 2019年6月 (株)トキワ社外取締役(現在に至る)	—
	社外取締役候補者 としての理由及び 期待される役割	企業経営全般への見識と小売業界に係る知見を有するとともに、豊富な社外役員経験をもとに、様々な視点から意見や指摘・助言を行うなどガバナンス体制の強化に対して重要な役割を担っていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は企業経営を通じて培った経験と見識を活かし、独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	ないとう たつじろう ※内藤達次郎 (1957年11月26日生)	1981年4月 住友商事㈱入社 2002年11月 米国住友商事会社情報システム部長兼 米州総支配人付 2007年4月 住友商事㈱人材・情報グループIT企画推進 部長 2007年6月 住友情報システム㈱社外取締役就任 2011年4月 住友商事㈱理事、メディア・ライフスタイル 事業部門ネットワーク事業本部長 2011年6月 ㈱ティーガイア社外取締役 2011年10月 SCSK㈱社外取締役 2016年4月 SCSK㈱取締役専務執行役員 2018年6月 ㈱LIXIL理事 2019年7月 RIZAPグループ㈱執行役員グループCIO 2021年1月 Office The-T代表 (現在に至る)	—
	社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	長年にわたり企業の情報システム責任者、及び情報通信 事業の経営に携わり、ICT全般に関する知見を深め、企業 経営にも手腕を発揮されてきたことから、当社の更なる ガバナンス体制の強化を図るため、社外取締役として選 任をお願いするものであります。選任後はICTの豊富な 知見、及び企業経営の経験を活かし、独立した客観的な 立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期 待しております。	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 家永由佳里氏、西村豊氏及び内藤達次郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 家永由佳里氏及び西村豊氏の当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主
総会終結の時をもって家永由佳里氏は5年11ヶ月、西村豊氏は4年となります。
5. 当社は家永由佳里氏、西村豊氏及び内藤達次郎氏を、本議案の承認可決を条件に
株式会社東京証券取引所及び金融商品会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく、
独立役員とする独立役員届出書を両取引所に提出する予定であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
家永由佳里氏、西村豊氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第
1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同
法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。ま
た、内藤達次郎氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であ
ります。
7. 所有する当社株式の数につきまして、直接保有とは別に役員持株会において
平野能章氏：79株、小田康徳氏：134株、吉田康彦氏：211株、石井宏和氏：221
株、角俊治氏：223株、鳥越寛氏：342株を持分として所有しております。
8. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償
責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者とその職務の執行に関し
責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ず
ることのある損害を当該保険により填補することとしております。当社のすべての
取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被
保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年10月に更新される予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
みやざき たかし 宮崎 隆 (1959年6月15日生)	1983年4月 当社入社	34,160株
	1999年4月 当社店舗運営部長	
	2000年9月 当社首都圏ブロック長兼新習志野店店長	
	2003年7月 当社商品本部第三部長	
	2008年8月 当社執行役員商品本部長	
	2013年4月 当社執行役員営業本部長	
	2015年6月 当社取締役執行役員営業本部長	
	2017年3月 当社取締役執行役員商品本部長	
	2017年9月 当社取締役執行役員リテール部門管掌	
	2017年9月 (株)ミスターマックス取締役商品本部長	
	2018年3月 同社取締役営業統合本部長	
2020年3月 同社取締役商品、店舗運営、営業企画管掌		
2021年3月 当社取締役執行役員(現在に至る)		

- (注) 1. 宮崎隆氏は新任候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役との責任限定契約について
当社は監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。これにより、監査役候補者である宮崎隆氏の選任が承認可決された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その内容の概要は、次のとおりであります。
監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。この責任限定が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 所有する当社株式の数につきまして、直接保有とは別に役員持株会において、宮崎隆氏：185株を持分として所有しております。
5. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。宮崎隆氏は、監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年10月に更新される予定です。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本總會開始の時をもちまして、2020年5月28日開催の第71回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役漆間麻紀氏及び牛島広利氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、第3号議案が原案通り承認可決されることを条件として、漆間麻紀氏は社外監査役工藤雅春氏及び佐田洋平氏の補欠としての社外監査役候補者、村垣浩一氏は監査役石田富英雄氏及び宮崎隆氏の補欠としての監査役候補者いたします。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	うるま ま き 漆間麻紀 (1974年12月24日生)	1997年4月 日興証券株式会社入社 1997年9月 日興証券株式会社退職 2003年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年12月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退所 2018年1月 地球人.Jp株式会社入社 2018年2月 漆間公認会計士事務所設立(現在に至る) 2019年3月 地球人.Jp株式会社退職 2019年5月 株式会社翠会計コンサルティング取締役(現在に至る) 2019年7月 翠税理士法人代表社員(現在に至る)	—
2	むらがき こういち 村垣浩一 (1973年8月26日生)	1996年4月 当社入社 2013年4月 当社SCM本部業務システム部長 2015年4月 当社店舗活性化推進部部长 2016年4月 当社店舗活性化推進部スーパーバイザー担当部長 2017年3月 当社管理本部人事部教育担当部長 2019年3月 当社人事部長 2020年3月 当社執行役員人事部長 2020年7月 当社執行役員人事部長兼総務部長 2021年3月 当社執行役員人事部長兼総務部長兼情報システム部長(現在に至る) 2021年3月 ㈱ミスターマックス監査役(現在に至る)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 漆間麻紀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者とする理由について

漆間麻紀氏は、公認会計士として会計、財務に関する専門的な見識を有しており、監査役に就任した場合に当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、漆間麻紀氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所及び金融商品会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく、独立役員とする独立役員届出書を両取引所に提出する予定であります。
5. 監査役との責任限定契約について
当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、漆間麻紀氏及び村垣浩一氏が、監査役に就任した場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、次のとおりであります。
監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。この責任限定が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 所有する当社株式の数につきましては、直接所有とは別に社員持株会において村垣浩一氏：1,229株を持分として所有しております。
7. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。漆間麻紀氏及び村垣浩一氏が、監査役に就任した場合には、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつて実施可能です（午前2時から午前5時を除く）。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2021年5月25日（火曜日）午後6時まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより、議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。その場合は「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要ですが、セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみになります。2回目以降はQRコードを読み取っても、「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

■ システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

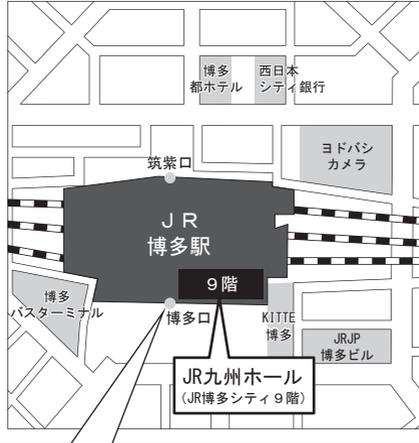
株主総会会場ご案内図

会場：JR九州ホール

福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ9階

TEL：092-292-9258（午前9時～午後5時半）

本総会の開催場所は、前年とは異なっておりますので、ご注意ください。



博多駅1階より会場階行エレベーターのご案内

※午前10時前にお越しの節は阪急百貨店側〈博多口〉エレベーターをご利用ください。

（午前10時以降は中央エレベーター等他のエレベーターをご利用いただけます）